

東京都における施策

東京都では、大きく3つの施策に分けて、自殺対策の取組を推進。

- ◆「基本施策」：国（自殺総合対策推進センター）が全国的に実施されることが望ましいと示している5つの施策
- ◆「重点施策」：東京都の自殺の現状を踏まえ、特に強化すべき6つの施策
- ◆「生きる支援関連施策」：東京都における様々な事業のうち、自殺対策に資する関連施策

◆基本施策

- (1) 区市町村等への支援強化
- (2) 関係機関・地域ネットワークの強化
- (3) 自殺対策を支える人材の育成
- (4) 住民への啓発と周知
- (5) 生きることの促進要因への支援

◆重点施策

- (1) 広域的な普及啓発
- (2) 相談体制の充実
- (3) 若年層対策の推進
- (4) 職場における自殺対策の推進
- (5) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- (6) 遺された人への支援の充実

◆生きる支援関連施策

- (1) 自殺防止につながる環境整備
- (2) 様々な悩み・問題に対する相談支援の実施
- (3) 関係機関の職員等を対象とした研修等
- (4) 地域における必要な支援につなげるための取組
- (5) 適切な精神科医療の受診確保

施策ごとの議論の方向性

- ◆「基本施策」
- ◆「生きる支援関連施策」

令和4年夏に示される予定である新たな「自殺総合対策大綱」や都における令和3年度の施策の実施状況に係る評価を踏まえ議論する（令和4年8月開催予定部会で議論）

- ◆「重点施策」

本部会にて議論

重点施策は「地域自殺対策プロファイル」における推奨パッケージを踏まえ、地域自殺対策政策パッケージから、地域の特性に応じた対策を選択の上、作成

本部会における議論の論点

- 過去5年間で自殺者数の多い区分の特性等を踏まえ、次期計画における重点施策（重点ターゲットを含む）を検討する
- これまでの取組を踏まえ、現行の計画における6つの重点施策を評価・検証し、今後の方向性を定める。